

# 8月定例教育委員会会議録

## 公開案件

開催日時	令和3年8月17日（火） 午前10時から	
開催場所	奈良市役所 北棟2階 第203会議室	
出席者	委員	北谷教育長、都築委員、畑中委員、柳澤委員、梅田委員 【計5人出席】
	事務局	沖本補佐、三上、外良
	理事者	【教育委員会】 増田教育部長、垣見教育部次長、吉田教育監、石原教育センター所長、五味原教育政策課長、細川地域教育課長、伊東学校教育課長、池本一条高等学校事務長  【市長部局】 鈴木子ども未来部長、安井保育所・幼稚園課長
開催形態	公開（傍聴人 2人）	
議題	<p>1 教育長報告</p> <p>（1）奈良市立高等学校における授業料に関する条例の一部改正について <b>非公開</b></p> <p>2 議案</p> <p>議案第22号 令和3年度奈良市教育委員会施策評価報告書（令和2年度教育委員会活動の点検・評価報告）について</p> <p>議案第23号 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部改正について</p> <p>議案第24号 令和4～6年度使用奈良市立一条高等学校附属中学校教科用図書採択について</p> <p>議案第25号 令和4年度奈良市立一条高等学校入学者選抜実施要項について <b>非公開</b></p> <p>議案第26号 令和4年度奈良市立幼稚園園児募集要項について <b>非公開</b></p>	

<p>決定取り纏め事項</p>	<p>1 教育長報告  (1) 奈良市立高等学校における授業料に関する条例の一部改正については、了承した。</p> <p>2 議案  議案第22号 令和3年度奈良市教育委員会施策評価報告書(令和2年度教育委員会活動の点検・評価報告)については、可決した。  議案第23号 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部改正については、可決した。  議案第24号 令和4～6年度使用奈良市立一条高等学校附属中学校教科用図書採択については、可決した。  議案第25号 令和4年度奈良市立一条高等学校入学者選抜実施要項については、可決した。  議案第26号 令和4年度奈良市立幼稚園園児募集要項については、可決した。</p>
<p>担当課</p>	<p>教育政策課</p>
<p><b>議事の内容</b></p>	
<p>教育長</p>	<p>皆さん、おはようございます。  定刻となりましたので、始めさせていただきます。  まず、事務局より資料の説明を願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>本日の資料につきましては、既にお渡ししているとおりでございます。  なお、議案第25号及び議案第26号につきましては、委員会終了後資料を回収しますので、資料を机の上に置いたまま退室いただきますようお願いいたします。  以上でございます。</p>
<p>教育長</p>	<p>本日の委員会は委員全員が出席しており、委員会は成立します。  ただいまから、8月定例教育委員会を開会いたします。  本日の会議録署名委員は、私と畑中委員でお願いをします。</p>
<p>畑中委員</p>	<p>はい。</p>
<p>教育長</p>	<p>次に、会議録の確認を行います。  まず、令和3年7月定例教育委員会の会議録の署名委員は、梅田委員です。梅田委員、いかがでしょうか。</p>
<p>梅田委員</p>	<p>結構でございます。</p>

教 育 長            ありがとうございます。  
次に、令和3年8月臨時教育委員会の会議録の署名委員は、都築委員です。都築委員、いかがでしょうか。

都 築 委 員            結構です。

教 育 長            ありがとうございます。  
それでは、案件に入る前に、2名の方から傍聴の申出があり、傍聴規則第2条及び第3条の規定に基づきまして、2名に傍聴券を交付しましたので、ご報告いたします。  
それでは、傍聴人の方を傍聴席へご案内ください。  
それでは、本日の案件に入ります。  
本日の案件は、教育長報告1件、議案5件でございます。  
本日の案件のうち、教育長報告(1)は、議会の議決を経るべき案件であるため、また、議案第25号、議案第26号は公表前の情報に関する案件であるため、非公開として審議すべきであると思っておりますが、いかがいたしましょうか。

各 委 員            異議なし。

教 育 長            異議なしと認めます。  
よって、教育長報告(1)、議案第25号、議案第26号は、非公開とすることに決定いたしました。  
それでは、公開の案件から始めます。  
議案第22号 「令和3年度奈良市教育委員会施策評価報告書(令和2年度教育委員会活動の点検・評価報告)」について、教育政策課長より説明願います。

教育政策課長            教育部教育政策課でございます。  
教育委員会施策評価報告書につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項において、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない」となっております。また、同第2項におきまして「点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする」とされております。  
外部評価者につきましては、昨年度に引き続きまして、近畿大学経済学部の仲林教授、奈良教育大学教育学部の橋崎准教授の2名の方をお願いしております。  
令和3年度の奈良市教育委員会施策評価につきましては、報告書の9ペ

ージからの評価シート1が教育委員会の活動について、14ページからの評価シート2につきましては、教育委員会が管理・執行する事務となっております。教育委員の皆様にご検討いただきました。

また、18ページからの評価シートの3以降最終31までは、教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務となっておりますことから、教育委員会事務局の各課でシートを作成したうえで、外部評価者にご意見をいただき、点検・評価を実施いたしました。

今年度は、新型コロナウイルスの影響もあり、施策評価懇談会をオンライン会議で開催いたしまして、外部評価者と教育委員会の皆様との意見交換、外部評価者と事務局との各シートについての意見交換等を実施いたしました。

評価シート1から31の各施策における外部評価者の意見につきましては、各評価シートの最後に、そして、施策全体に対する意見につきましては、118ページにまとめて記載しております。

説明は以上でございます。

なお、この施策評価報告書は、議決をいただきました後、奈良市議会9月定例会に提出させていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

教 育 長 ただいま教育政策課長から、趣旨と議会に報告するという2点の説明でございましたが、この件につきましては、事前に教育委員会の各委員とも協議をし、十分議論を重ねられたと認識しておりますが、ここで改めてご意見、ご質問等ございましたらよろしく願いいたします。

柳澤委員

柳 澤 委 員 拝見しているのですが、内容ということよりも、いわゆる達成度というんでしょうか、標準は3ですが上にあげられた項目であるとか、従前に比べて例えば4の数が増えたとか、そういう観点で説明をお願いします。

教 育 長 それでは、教育政策課長、お願いします。

教育政策課長 何か所かございますが。

教 育 長 何ページですか。

柳 澤 委 員 趣旨は、例えば22ページのところの学校ICTの推進のところでは達成度5となっております。予算の関係もあるとは思いますが、積極的に取り組まれた事業がいくつか見られたからと思っておりますが、詳細についてお聞かせください。

教育政策課長 もちろん、ICTのところは昨年度、全国に先駆けてタブレットのほう

を導入いたしましたので、評価のほうを5にさせていただいているところとか、例えば教育相談の充実のところにおきましても、シート8になりますけれども、令和元年度は3でしたが、評価を4に上げさせていただいております。

柳澤委員 もちろん2になった箇所もあることは見ています。

教育政策課長 やはりコロナによる影響で件数が減った部分については、この数値を重要視して2にさせていただいたところもございます。

柳澤委員 ありがとうございます。

教育長 今年度は学校ICTの推進ということで、国からのタブレット端末の導入にあたっての整備をおこなうとともに、学校で使用する端末の配付や活用が進んだことで、成果が表れていることを含めて評価が出ていると思います。

ほか、ご意見等、質問ございませんでしょうか。

梅田委員、お願いします。

梅田委員 中身、内容については既に様々な意見を述べさせていただいておりますので、取組という点についてですが、昨年度は様々な困難もありましたけれども、今年度、先ほど課長からの報告にもありましたように外部評価者の方々とのオンライン形式で懇談会が開かれ、意見交換を行えたことを受けて、最終、118ページにあるような評価全体に対するご意見をいただくことができました。この点検・評価を受けながら、また教育委員会としてもしっかりその取組を、法の趣旨に基づきながら進めていきたいものだというふうに感じております。

以上です。

教育長 ありがとうございます。

都築委員、お願いします。

都築委員 ご報告がありましたように、外部評価の先生方とお話しができたことで、客観的なご意見をいただけて、いま一度、取組というものを振り返られてよかったと思います。この報告書をまとめるに当たりましては、事務局の各部署で結構な時間を割いていただいていると思います。そして、毎年これがつくられている。これを見ましたら、1年間で教育委員会がどういったことに取り組んできたかということが分かるわけですね。

市民への説明責任という点で、もっとこれを目に触れやすいような形にしてもらえないかというふうに感じております。例えば、教育委員会は、どんなことをしているかと聞かれた場合、この施策評価報告書を見ていた

だきますと1年間どんな事業を行っているのか説明されていますとお答えをしています。

しかし私の調べ方が不十分なのかもしれませんが、施策評価報告書という名前を知っていれば、それをパソコンで入力すると、これが出てきます。ところが、これ、全然知らない場合、ここまでにとどり着くのがホームページを見ても非常に難しかったような気がいたします。

ですので、せっかくの取組ですから、やはり市民の方の目に触れやすいような形でこういうのができましたというのは、その都度アップされるのかもしれませんが、教育委員会はどういうことをしているのだろうというのを、全部読んでもらわなくても、興味のあるところなり、皆さん、きっと目にしたいと思いますので、せっかくですから、毎年のことですし、そのあたりの方法を考えていただけたらと思います。

以上です。

教 育 長

非常に大事な視点をご指摘いただいたと思います。つくって直しているということだけでは駄目で、オープンにしてご意見をもらうということ、中身を知っていただくということは非常に大事ですので、その手法について、いろいろと検討していきたいと思います。

ほか、ございませんでしょうか。

私も、梅田委員がおっしゃったように、外部評価者の先生方と施策評価についてオンラインでいろいろと議論をさせていただいたことで、非常に外からの見え方というのがよく分かりました。また、報告書に外部評価者の意見が記されていますが、そこでこれからの困難な時代に、教育委員会と学校ということだけではなく、もっと地域の様々な団体や人材を巻き込んだ、チーム学校で対応していくことが必要であることをご指摘されました。

いま、いろいろな施策がありますが、例えば部活動や特別支援教育に外部の人材を投入されているというように、個々にはきちんと対応し、予算も確保されていますけれども、もっと地域を巻き込んだ大きなチーム学校としての教育委員会のづくりというものを、もうちょっと見える化をしたらいいのではないですか、というふうなご意見もありましたし、そして、なにより現在のニーズにちゃんと応えられているかというご意見もあつたと思っています。

本当に、子供や保護者がどんな要望を持っておられ、なにを求められているかをしっかり受け止めて施策に生かしてくださいというご意見もあつたと思いますので、しっかり教育委員の皆様と議論を重ねていきたいと思っています。

ほかにご意見、ございませんでしょうか。

では、よろしいでしょうか。

意見がないようですので、議案第22号 「令和3年度奈良市教育委員会施策評価報告書（令和2年度教育委員会活動の点検・評価報告）」について

	<p>て」、採決いたします。</p> <p>本案を原案どおり可決することに決しまして異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
教 育 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 2 2 号は原案どおり可決することに決定をいたしました。</p> <p>次に、議案第 2 3 号 「奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部改正について」、地域教育課長より説明願います。</p>
地域教育課長	<p>失礼いたします。それでは、説明をさせていただきます。</p> <p>まず、資料の 1 ページをご覧ください。</p> <p>こちらは、例規制定改廃調書になります。3 番目の制定改廃の理由ですが、バンビーホームの増改築が完了しましたので、それに伴いまして改正しようとするものです。</p> <p>また、4 番目の制定改廃の概要は、予定では令和 2 年度の当初予算案件として進めてきました、都跡、辰市、それから月ヶ瀬バンビーホーム、この 3 つの施設の施設整備、増改築が、令和 3 年度に整ったことにより、定員の変更が生じたので、規則のほうを改正させていただくということでございます。</p> <p>資料の 2 ページ、新旧対照表をご覧ください。規則の別表には、各バンビーホームの定員を施設の状況に応じて定めておりますが、今回は、都跡、辰市、月ヶ瀬の各バンビーホームの定員は、まず増築により都跡が 7 7 人から 1 3 8 人、次に改築により辰市が 5 4 人から 6 4 人、同じく改築により月ヶ瀬が 7 6 人から 4 5 人、という形に、それぞれ定員のほうを改めさせていただきます。</p> <p>また、資料の 3 ページは今回の規則改正をしようとするものの改め文、それから、4 ページ以降は現状の規則について参考につけさせていただいているものになります。</p> <p>説明のほうは以上になります。</p> <p>ご審議のほどよろしく願います。</p>
教 育 長	<p>令和 2 年度より継続して工事等をしておりまして、令和 3 年度に完成をし、施設の収容定員が変わりましたので、それに合わせて施行規則を一部改正するという説明でございます。</p> <p>この件に関してご意見、ご質問ございましたら願います。</p> <p>どうぞ、畑中委員。</p>
畑 中 委 員	<p>施行規則の改正については異議ないところです。</p> <p>関連して 2 点ほどご質問させていただきます。先日の事前説明の中でも</p>

お話が出ていたかと思いますが、定員が増えるということで、今後支援員の方の一層の確保ということが一つ課題になってくるかと思いますが、今、夏季に児童支援員か補助員の方の募集をされていると思いますが、応募の状況がどのようなものであるかということが1点、それから幾つかのバンビーホームの運営自体が地域でされているということですのでけれども、地域が関わっておられることで人材募集等に何か影響があるのかということ、地域が関わることでバンビーホームの運営自体に何かいい影響が出ているのかということがあれば、お聞かせください。

教 育 長                   では、課長、お願いします。

地域教育課長           まず1点目、ご質問いただいた点ですけれども、バンビーホームについては児童数が増加をしていること、それからここ数年、増加するニーズに対応するために、あるいは子供たちのよりよい環境をつくるために、いわゆる増改築をかなりのペースで進めています。それから、学校と同じですが、いわゆる支援が必要な子や、少し援助が必要な子もバンビーホームに増えているという現実もありますので、しっかりした保育を行うための支援ということが、もう随分以前から課題になっていまして、現場の支援の中心になってくれる月額の支援員、それから、いわゆるホームではシフトを組んでいますので、日々の保育だけではなくて、特に長期休養支援や、子供たちを見る、あるいはホームを運営する等、より一層、時期的に人手が要るということもありますので、月額職員については、定期的な採用や募集を行っています。また、特にこの夏休み前も含め、夏休み期間は、できるだけ手厚い対応を整え、一日長時間の保育を安心してできるように、例えば教員を目指しているような学生さんのバイトの支援をおこなったり、できるだけそれぞれのホームのニーズに沿えるように、私たちも柔軟に臨機応変に声をかけさせていただいたり、人材を探したりという形で対応をおこなっているところです。

ただ、この課題はすぐに解消するものではないと思っていますので、できるだけしっかりした保育をするということが、あるいは安心な環境を整えるということが、やっぱり必要だと思いますので、しっかりした体制を整えるためにも、バンビーホームの支援員を募集しているという情報を広く知っていただくことであるとか、他にもいろいろ工夫の余地はあるかとは思いますが、今後も地道に続けていくことが大切であると思っています。

それから、2点目ですけれども、いわゆる直営のバンビーホームではなく、運営を地域にお願いしているバンビーホームも何か所かあります。そこで保育をしてくださる従事者の方々、例えばもともと学校の校長先生をされていた方が関わっていただいている、また、地域の子育て支援や地域の子供関係のいろんな行事に関わってこられた方がバンビーホームにも関わってくださっていただいているのが現況であると思います。



子供たちや保護者の方々と、ホームの保育や運営に関わってくださっている方々の距離がすごく近いような印象を、私たちは持っています。

直営のホームだけに限らず、どこのホームも集団で活動するという規律を大切にしながら、一方で、学校とは違う、あるときには家庭のような温かさも大事にしながら運営をしていますけれども、よりその色合いの強さといえますか、特徴といういい点が見受けられるかなと感じております。

また、人材につきましては、地域に運営をお願いしているホームについて、他のホームと比較して何か特に苦勞されているとか、人材が集まりにくいという声は聞いたことはないというのが実情であります。また、直営のところも、それから地域で運営していただいているところもできるだけ安心した保育をするために、しっかりした保育をする人員を整えなければいけないという意識を持っていただいていると思っていますので、特に何か不足しているんだというふうなことはないかと思えます。

以上になります。

畑 中 委 員

ありがとうございます。

教 育 長

人材の確保については、今後、あらゆる手段を用いて対応していきたいと考えます。今、人材がいなくてホームの経営が困難であるという状況ではありませんが、今後もその手だては継続していかなければならないと、私も認識していますので、指導員の仕事の魅力をしっかり伝えながら、広く公募していきたいと思えます。

ほかにございませんでしょうか。

都築委員。

都 築 委 員

この内容については、環境を整え定員をきちんと決めていただいていますので結構と思います。それと、先程の意見とも関係しますけれども、保育の質に関してです。人材の確保というところもそことつながると思いますので、お伺いしますけれども、以前に、バンビーに塾を導入するという意見がありました。その評価は置いておいて、その後の、動きや現状についてお聞きしたいと思えます。

また、同じように、こういった勉強だけに限らない外部のプログラムをバンビーホームで導入しているような事例があるのか、あるいは放課後子ども教室とうまく連携して、子供たちの放課後の過ごし方が少しでも充実したものになるような具体的な取組例がありましたら、教えていただきたいと思えます。

地域教育課長

以前、外部の力をお借りして運営していたプログラムですけれども、今は実施をしていないという状況です。また、新たに取り入れた外部プログラムを用いるという事はなく、現時点でも何か取り入れようかということをも具体的に考えているという状況でも正直ありません。そのことで何かバ

ンビーホームの運営に影響を及ぼしているということもないと私としては思っています。ただ、できるだけ子供にとってということはもちろんですけれども、保護者の皆さんにとっても安心して預けられる、より魅力的な運営がやっぱり必要だろうと思っていますので、何も考えずに運営するというだけでなく、魅力的なバンビーホームの運営というのは何だろうというところは、しっかり考え続けながら運営する必要があると思っています。

都 築 委 員

分かりました。ありがとうございます。

昔と比べて保護者の価値観とか考え方も変わってきて、なかなか運営も大変だと思いますが、ぜひよりよい保育を目指して頑張っていただきたいと思います。ありがとうございます。

教 育 長

ありがとうございました。

バンビーキッズという学習プログラムは、少しの間継続してやっていましたが、総括は別としましても、参加していた子ども達が、やはり学習するより遊びたいとか、家庭の事情で途中抜けていくとか、いろんなことがあって、見直すことになってしまいました。今、課長が申しましたように、今後、いろんなニーズや質の観点を踏まえて検討していきたいと思っています。

ほか、ございませんでしょうか。

それでは、ご意見がないようですので、議案第23号「奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部改正について」、採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんでしょうか。

各 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第24号「令和4～6年度使用奈良市立一条高等学校附属中学校教科用図書の採択について」、学校教育課長より説明願います。

学校教育課長

失礼いたします。

それでは、説明させていただきます。

令和4年4月に開校予定としております、奈良市立一条高等学校附属中学校におきまして使用いたします教科用図書につきましては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第3項」に基づき、学校ごと、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとなっております。

附属中学校の教科用図書は、中学校用教科書目録（令和4年度使用）に登載されている教科用図書の中から採択することとなりますが、こちらに登載されている教科用図書は、令和2年度に実施いたしました令和3～6年度使用奈良市立中学校教科用図書採択及び、今年度実施いたしました令和4年度使用奈良市立中学校社会教科用図書（歴史的分野）採択において設置されました選定委員会により、十分な調査研究が行われましたことから、これらの選定委員会により作成された研究結果を踏まえることとしております。

また、6月の定例教育委員会におきまして、附属中学校で特色ある教育を行う上でも、まずは学習指導要領で示された内容を確実に実施することが前提となりますことから、奈良市の子どもたちにとって適した教科用図書であるかどうかという観点でおこなわれました、先の採択結果を踏まえることが適当ではないか、というご意見をいただきました。

このことから、附属中学校で使用する教科用図書の審議にあたりましては、市立中学校で使用するものとして先に採択した教科用図書を基本としながら、それらが、附属中学校の目指す教育活動の展開に適したものであるかどうか、という観点と、一条高等学校との円滑な接続を図ることが出来るものであるかどうか、という観点で、追加調査を行いました。

追加調査は、現在、中高一貫教育についての研究や、教育課程の検討など開校に向けた準備を行っている教育委員会事務局にて、具体的に次の視点で行いました。4点ございまして、

- 1点目が、「教科横断的な学び、Arts STEM教育」の視点、
- 2点目が、「探究」の視点、
- 3点目が、「高等学校の学習内容との接続」の視点、
- 4点目が、「言語能力育成」の視点、でございます。

また、一条高等学校では、特色ある教育の一つとして、外国語教育に重点を置いていますことから、特に英語については、附属中学校の目標とする英語力の育成に資する内容であるかどうか、また、一条高等学校が目指す議論できる英語力、の育成につながる内容であるかどうか、という外国語教育の視点でも、調査を行いました。

調査結果につきましては、追加資料として教育委員の皆様にご報告させていただくとともに、資料を踏まえて調査研究を進めていただきました。

説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

教 育 長

ただいま学校教育課長よりこれまでの経過を報告いただきましたが、何かご意見やご質問はございませんか。

柳澤委員

柳 澤 委 員

先ほど説明いただいた調査の視点というので4点、あるいは外国語教育で5つになるかと思いますが、全ての種目、科目等で、一律に当てはめて

	いかれたのでしょうか。
教 育 長	学校教育課長。
学校教育課長	<p>お答えさせていただきます。</p> <p>1から3の視点につきましては、全ての種目に関わる視点となりますけれども、4つ目の言語能力育成の視点につきましては、国語や英語の比重が大きくなっております。また、外国語教育の視点は英語にのみ関わる視点となっております。種目の特性に応じて重点が置かれる視点が異なっております。</p> <p>以上でございます。</p>
教 育 長	柳澤委員、いかがでございますか。
柳 澤 委 員	よく分かりました。ありがとうございます。
教 育 長	<p>他にございませんでしょうか。</p> <p>それでは、審議に入りたいと思います。</p> <p>審議の進め方は、まず、各委員より、昨年の採択で主にご担当いただきました種目ごとに、調査研究結果について報告していただきます。その後、教育委員で審議し、最後に採択するという手順を進めてまいりたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。</p>
各 委 員	異議なし。
教 育 長	<p>それでは、その手順に従って進めてまいりたいと思います。</p> <p>そうすれば、都築委員より、昨年、主にご担当いただいた国語と書写、技術・家庭の技術分野及び家庭分野についてご報告をいただきたいと思っております。</p> <p>では、都築委員、よろしく願いいたします。</p>
都 築 委 員	<p>では、まず国語について報告をいたします。</p> <p>市立中学校では現在、光村図書出版を採択しております。</p> <p>昨年度の審議を振り返りますと、光村図書出版は、言葉をもって成長する、言葉でもって学びを深めるというスタンスを取っておりまして、言葉というものを大変丁寧に扱っている、そういう点が特徴であったと思っております。</p> <p>さらに、新学習指導要領で新設されました情報の扱い方に関する事項という視点では、各学年の巻頭にあります思考の地図というページなんですけれども、その思考の地図のように、場面や目的に応じた様々な思考方法を、図で分かりやすく示していたり、それから、情報の扱い方を系統的に</p>

学習できるページを設けたりしている、そんな点で、論理的思考力を育む教材として、とても優れていると評価をしておりました。

こういう特徴は、附属中学校で重視します言語能力の育成ですとか探究的な学習にもつながるものと考えております。

言語能力の基盤となります語彙を豊かにする、そういう教材も豊富に設けられておりますし、探究的な学習の要となります情報を扱う力を段階的に身につけることができるという構成になっている、そういう点でもこの光村図書出版は、附属中学校の特色ある教育課程の充実に資するものであるというふうに考えます。

続いて、書写ですが、書写につきましては光村図書出版を採択しております。

昨年度の審議では、学びの流れを端的に分かりやすく示して、限られた時間の中で文字をしっかりと書く力が育成される構成、そういう構成となっている点を評価しておりました。

改めて、高等学校との接続という視点で見ますと、例えば48ページにあります文字の歴史を探るというコラムで、高校の書道で学ぶ書体にも触れています。高校ではどういうふうな文字を学ぶのか、高校との学びのつながりをイメージすることができて、生徒の興味関心を高める工夫がされているというふうに思いました。

国語と書写につきましては以上です。

教 育 長

ありがとうございました。

続いて、技術・家庭の技術分野と家庭分野についてもご報告よろしくお願いたします。

都 築 委 員

では、まず技術分野について報告をいたします。

市立中学校では東京書籍を採択しております。

東京書籍は、構成が丁寧であるところを評価しておりました。例えば、最適化をキーワードとして、実社会において、最適化がどのように生かされているのか、それを考えさせる構成となっている点や、それから各編末の学習のまとめで、技術で学んだことをどのように生活に生かしていくか、それを自分の言葉でまとめるような取組が設けられております。そういった点が、構成が丁寧であるというところに当たります。

附属中学校では、技術分野の学習に、芸術や科学の視点を取り入れたA r t s S T E M教育を行うことで、クリエイティブで感性豊かな新しいモノづくり教育を目指します。この「モノ」というところは片仮名で書かれているんですけども、この新しいモノづくり教育というのは、単に物を作るだけのものづくりではなく、よりよい生活の実現や、持続可能な社会を構築するために必要な新しい価値を創造する、そういうもののために必要な力を養う教育です。

そういった視点でこの教科書を見ましたときに着目いたしましたのが、

264ページにあります「統合的な問題解決をしよう！」という題材です。ここでは、技術分野の学習で学んだ技術に関連させながら、問題解決に取り組む課題が設定されており、問題解決に関連するほかの教科の学習ですとか、新たな改良、応用というような視点にも触れています。

このように、教科横断型の課題解決学習を重視した構成であることから、附属中学校での使用には大変適しているというふうに感じました。

続いて、家庭分野について報告をいたします。

家庭分野は、市立中学校では東京書籍を採択しております。

昨年度の評価のポイントですけれども、災害への対策などの最新資料が豊富に掲載されていることから、実生活につなげた見方、考え方を身につけていくことができる構成である点ですとか、学習のまとめを活用して、自分自身の学びを整理しやすい構成になっている、そういう点を評価いたしました。

附属中学校では、校内のWi-Fiが完備されておりまして、生徒一人に一台のタブレット端末を貸与するなど、ICT環境が整っております。また、1時限の授業が45分であるということ、その45分である授業をより効率的に展開するためにも、ICTの活用が重要なポイントの一つになるだろうと感じました。それで、今回改めてデジタルコンテンツについても調査研究をいたしました。

東京書籍は、調理実習の流れをイメージすることができるような動画ですとか、クレジットカードを使用したインターネット通販のシミュレーションなど、多様なデジタルコンテンツが収録をされております。これらを活用することで、授業の効率化を図ることができるとともに、一人一人の興味関心に応じた学習を充実させることができるのではないかとというふうに思いました。

以上です。

教 育 長

ありがとうございました。

それでは、続いて社会の3分野と地図及び美術をご担当いただきました畑中委員より報告をよろしくお願いいたします。

畑 中 委 員

それでは、まず地理的分野について報告いたします。

市立中学校では、東京書籍を採択しております。

昨年度の審議において、資料を読み取る力や、それを基に自分の考えをまとめ、発信する力を育成しようとしている点を優れていると評価しておりました。

こうした構成は、生徒が地理の学習で得た知識と技能を活用して、探究する力を身につけることにつながると考えます。

次に、歴史的分野について報告いたします。

市立中学校では、東京書籍を採択しております。

歴史的分野については、過日行った今年度の審議において、歴史を体系

的に捉え、そこから探究的な学びにつなげることができる構成となっている点を評価いたしました。

歴史を体系的に捉える力とは、社会的事象を因果関係から捉えたり、比較して特色をつかんだりする力でもあります。東京書籍を使用してこうした力を育成することが、高等学校の地理歴史の学習の基盤となる力を育成することにもつながると考えます。

最後に、公民的分野について報告いたします。

市立中学校では、東京書籍を採択しております。

昨年度の審議では、政治や経済などの現状と課題を分かりやすく示し、身近な問題から学びを深められるようなコーナーを随所に設けている点を評価しております。

分野関連マークや教科関連マークを用いて、他の学習との関連を示し、横断的に学びを深めることができる構成は、附属中学校で使用する上でも評価できる点だと考えます。

各分野に共通して言えることですが、東京書籍は、章ごとに探究課題を設定し、節ごとに探究のステップを設け、最後にまとめの活動を設定するという構成になっております。こうした学習を繰り返すことで、生徒は探究的な学び方を身につけることができ、自ら課題を設定して探究学習を進める力が身につくのではないかと感じました。

続きまして、地図について報告いたします。

地図については帝国書院を採択しております。

昨年度の審議では、誰もが見やすく使いやすい工夫がされ、世界のそれぞれの地域に対する理解を深めることができる点、また、地図の活用能力を高めながら、主体的に学ぶことができる構成であるという点を評価しております。

附属中学校で重視する教科横断的な学びという視点で改めて見ますと、主要都市の欧文表記や地震の震源とプレートを確認できる資料図などがあり、社会以外の教科でも資料として活用できる工夫があると感じました。

教 育 長

ありがとうございます。

続いて、美術についてもよろしく願いいたします。

畑 中 委 員

続きまして美術について報告いたします。

市立中学校では、日本文教出版を採択しております。

昨年度の審議で、日本文教出版は、3冊構成で紙面にも余裕があることから、内容を丁寧に押さえ、生徒の興味関心を高める多彩な資料を掲載しているという点などを優れていると評価しております。

附属中学校の特色の一つである探究という視点で見ますと、2・3下の38ページにある魅力を伝えるパッケージが探究学習の活動例として挙げられます。様々な情報を的確に伝えるためのパッケージをデザインし、

発表するという学習を通して、日常生活の課題を解決しようとしたり、よりよい社会を構築しようとしたりする力を育成することができる題材であると感じました。

以上です。

ありがとうございました。

それでは、続いて私のほうから数学と保健体育を昨年度しましたので、報告を申し上げます。

まず数学から報告をいたしたいと思います。

市立中学校では、東京書籍を採択しております。

昨年度の審議を振り返りますと、東京書籍は、基礎を確実に習得させ、習得した知識や技能を活用することで、社会生活においても活用できる数学的な見方・考え方を身につけることができるよう工夫されているということの評価しておりました。

このことを具体化しているのが、随所に設けられております、どの学年にもある深い学びというところや、学びを広げようとするページでございます。

深い学びのページでは、問題発見から解決の過程を分かりやすく提示しております。また、学びを広げようのページでは、数学が実社会で活用されている事例を紹介しております。こうしたページは、附属中学校で目指す探究的な数学の学びにつながる教材であると改めて感じました。

また、学習内容を組み替え、内容を深く掘り下げた授業を目指す附属中学校では、「発展」マークがついた教材が重要な役割を果たしていると考えます。「発展」のページでは、高等学校の内容を扱っていますので、一般的には全員が一律に学ぶ内容ではありませんが、しかし、6年間を通した学習を行う附属中学校では、こうした教材を有効に活用し、生徒の理解を深めることが大変重要であるというふうに考えています。

続いて、保健体育についてでございますが、市立中学校では、大修館書店を採択しております。

昨年度の審議では、スマートフォンによる健康被害や感染症予防などの今日的課題をしっかり扱っている点、また、学習課題を明確にして、見通しを持って学習を進める工夫がされている点などを評価いたしました。

大修館書店では、実生活や実社会との関連を図りながら、生徒自らが課題を発見して、考えを深める工夫がされていることから、探究的な学びを促す構成となっております。また、各章の冒頭に、高等学校の学習との関連が示されていることから、6年間を通した系統的な学習を行うものに適したものであるというふうに考えております。

私からは以上です。

続きまして、昨年度、主に理科と道徳を担当いただきました柳澤委員より、ご報告をお願いしたいと思います。

では、お願いいたします。



柳澤委員

それでは、まず理科について報告いたします。

市立中学校では新興出版社啓林館を採択しております。

昨年度の審議では、見通しを持ちながら学習を進めたり、振り返ったりすることができるという工夫がなされている点、また、探Q実験や探Qシートにより、主体的・対話的に課題解決に取り組むことができる構成になっている点などを評価して、採択に至りました。

附属中学校では、高等学校で扱う実験の一部を中学校の学習で扱う予定をしています。そうしたときに、「発展」マークで示された実験のページが有用だと考えます。例えば、3年生の179ページには、水中の物体に働く力を調べる実験が示されています。中学校では、水中にある物体の上の面と下の面の水圧の差から、浮力ということを定性的に捉えることを学習します。その上で、高等学校では、水中の物体の体積と、その物体に働く浮力との関係を定量的に捉える学習へと発展していきます。181ページにあるのですけれども、その「発展」では、高等学校で学習するアルキメデスの原理を紹介した実験があります。高等学校の学習とのつながりを意識しながら、発展的な実験に取り組むことができます。

こうした構成がなされていることから、附属中学校での使用に適した教科用図書であると考えます。

教育長

ありがとうございます。

続いて、道徳をお願いいたします。

柳澤委員

続いて道徳について報告いたします。

市立中学校では、学研教育みらいを採択しております。

昨年度の審議において、学研教育みらいは、多様なジャンルの題材に触れ、物事を広い視野から多面的・多角的に捉えることができる点の評価しました。また、先の見通しがなかなか見えない世の中においても、夢と希望を持ちながら、自らの生き方について考えを深めることができる構成であることも、評価のポイントでした。

物事を広い視野から多面的・多角的に捉え、自らの生き方について考えを深めるということは、附属中学校で学ぶ子供たちにとっても、他の奈良市の子供たちと同様に大切なことでもあります。奈良市の子供たちにとって適していると評価し、採択している学研教育みらいを、附属中学校でも使用することが適当であると考えました。

以上です。

教育長

ありがとうございます。

続きまして、昨年度、主に音楽の一般と器楽合奏、英語をご担当いただきました梅田委員より、ご報告をお願いいたします。

梅田委員

それでは、まず、音楽について報告いたします。

音楽は、今ありましたように一般と器楽合奏の2種目になっております。2種目とも、市立中学校では、教育芸術社を採択しています。

一般につきましましては、昨年度の審議において、1年間の学びが俯瞰できて、そして学びに見通しを持たせることができるという点、また、表現や鑑賞の幅広い活動を通して、音楽文化と豊かに関わっていく力を育成することができるという点を評価いたしておりました。

2・3下の96ページに設けられた「曲のよさをプレゼンしよう」では、音楽的な見方や考え方を働かせながら、言語能力の育成を図ることができる学習展開となっております。これは、附属中学校で重視する教育を具体化できる取扱いが提示されているというふうに考えます。

器楽合奏につきましましては、昨年度の審議において、世界の楽器を幅広く扱い、楽器を単に教材として捉えるだけでなく、音楽文化として捉えている点を評価しておりました。

生活や社会の中の音楽ということに目を向けながら、音楽が私たちの生活に果たす役割を考えさせる、そんな構成となっている点など、教科を関連させて学習を進めていくという点で、附属中学校で重視している探究的な学びにつながる構成であると考えます。

教育長

ありがとうございます。

では、続いて外国語をお願いいたします。

梅田委員

それでは、外国語について報告いたします。

市立中学校では、三省堂を採択しております。

昨年度の審議においては、ターゲットとなる英文や表現が分かりやすく示されており、基礎基本から発展に至るまで段階的に学習が進められるよう丁寧に構成がされているという点、そして、英文や単語の音声収録されたデジタルコンテンツが豊富で、生徒の自主的、そして自律的な学習を促す工夫がある点などを評価しておりました。

附属中学校では、卒業時の目標として実用英語検定準2級程度の英語力の育成を設定しているところでもあります。三省堂では、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの4つの技能を、それぞれ育成する言語活動や、Projectといった技能統合型学習が充実しているということから、中学校卒業時点で英検準2級程度の使える英語という、それを身につけることができる内容であると考えます。

さらに、一条高等学校で目指す議論できる英語力を身につけるためには、中学校段階においても、特に、話すこと、この領域において、やり取りや発表に必要な技能を習得することが求められます。三省堂では、随所に設けられた「Take Action! Talk」を活用して、短い対話形式の表現を習得することによって、議論に必要な英語の技能を段階的に育成する工夫が見られます。こうした点からも、附属中学校での使用

に適しているというふうに考えます。

以上でございます。

教 育 長

ありがとうございます。

以上で全ての種目について報告をいただきました。

教育委員の皆様方から何かございませんでしょうか。

柳澤委員、お願いします。

柳 澤 委 員

ただいまの英語の報告では、「議論できる英語力」ということがありましたが、英語で議論できるためには、まず、母語である日本語で、そうした力を付けることが前提になるかと思えます。国語の教科用図書では、議論する力を育成する題材として、どのようなものがあるのでしょうか。

教 育 長

ご担当の都築委員、お願いいたします。

都 築 委 員

はい。例えば、3年の135ページにある話し合いを効果的に進めるという題材ですけれども、これが一つの例として挙げられるかと思えます。ここでは、例を用いて、話し合いをうまく進めるポイントが整理されており、続く136ページからは、テーマを決めて会議を開くという課題が設定されております。

こうした課題に取り組むことで、会議の進め方や、議論のまとめ方など、実社会でも活用できる、議論する力を身に付けることができるのではないかと感じました。

教 育 長

柳澤委員、よろしいでしょうか。

柳 澤 委 員

よく分かりました。ありがとうございました。

教 育 長

議論する力を育成するという点では、社会も重要な役割を担っているのではないかと考えていますが、なにか特徴的な面でなにかございますか。

畑中委員、いかがですか。

柳 澤 委 員

はい。例えば、地理的分野の270ページに、「地域の在り方」についての学習が設定されております。この章のまとめには、身近な地域の将来像を提案する活動があり、生徒は、グループで提案を聞き合い、提案に対する考えや意見を伝え合います。こうした題材を通して、議論する力が育成されるとともに、より良い「まちづくり」について、主体的に考える力を育成することにもつながるのではないかと感じました。

以上です。

教 育 長

ありがとうございます。よく分かりました。

他にご意見ございませんか。

梅田委員、どうぞ。

梅田委員

附属中学校でも、一人一台タブレット端末を使用し、ICTを活用した学びを進めていくこととなります。英語や技術・家庭の家庭分野のご報告にもありましたように、ICT活用のメリットとしては、生徒の自律的な学習を促すことであつたり、授業の効率化を図ることが挙げられると思いますが、他の教科用図書でも、工夫された特徴的なデジタルコンテンツがあれば、教えていただきたいと思ひます。

教育長

ありがとうございます。いかがでしょうか。

柳澤委員

柳澤委員

はい。理科では、新興出版社啓林館を使用しています。その中では、デジタルコンテンツが充実しているように感じました。例えば、各単元の導入や実験など、随所にQRコードを設けてデジタルコンテンツの活用を促す工夫がなされています。

例えば、3年の55ページのQRコードからは、様々な天体の詳細な情報を知ることができるとともに、ウェブ上で惑星を回転させ、惑星を立体的に捉えることができます。学習の導入の機会として、生徒の興味関心を十分に引くものであると思ひました。

また、1年の物質についての学習では、温度によって物質の姿や形が変化する「状態変化」という現象がありますが、179ページのQRコードでは、液体窒素を用いた「状態変化」の実験を確認することができます。液体窒素は、学校では管理が難しいために、実験を行うことはできませんが、デジタルコンテンツでは、様々な気体が冷却されるときに起こる状態の変化を、動画で確認することができます。

このように、理科のデジタルコンテンツでは、紙面のみでは表現できない教材や、学校では扱うことの難しい実験を通して、議論する力を育成することが十分でき、生徒の科学的な好奇心をかきたて、探究的な学び、自律的な学びにつなげることができると思ひます。

教育長

ありがとうございます。随所にあるということでご説明いただきました。

梅田委員。よろしいでしょうか。

梅田委員

ありがとうございました。

教育長

その他、ございませんでしょうか。

畑中委員。

畑中委員 はい。今回、市立中学校で採択した教科用図書について、『一条高等学校附属中学校の特色ある教育課程の充実に資するものであるか』という、これまでになかった視点で調査研究したわけですが、改めて、それぞれの教科用図書の特徴や良さが見えてきたのではないかと思います。今後、附属中学校で、これらの教科用図書を使用して行われる特色ある教育が、市内の他の中学校でも展開されていくような形になっていけば、今回、同じ教科用図書を採択する意義が、より明確になってくるのではないかと思います。

以上です

教育長

ありがとうございました。

ほかにご意見等ございませんでしょうか。

教科用図書採択に当たりましては、今日までも、十分議論を重ねて研究してきていただきました。本日、各委員からの報告をいただきまして、他に意見が無いようですので、これより採択をおこないたいと思います。本日の各委員の議論をまとめますと、奈良市立一条高等学校附属中学校で使用する教科用図書の採択にあたり、市立中学校で採択し、現在使用している教科用図書を改めて調査研究した結果、それぞれ、一条高等学校附属中学校の、特色ある教育課程の充実に資するものである、というご意見が多かったと思いますが、いかがでしょうか。

各委員

異議なし。

教育長

異議なしと認めます。

そこで、全ての教科、種目について確認いたします。

国語につきましては、光村図書出版。

書写につきましては、光村図書出版。

社会、地理的分野につきましては、東京書籍。

歴史的分野につきましては、東京書籍。

公民的分野につきましては、東京書籍。

地図につきましては、帝国書院。

数学につきましては、東京書籍。

理科につきましては、新興出版社啓林館。

音楽、一般につきましては、教育芸術社。

器楽合奏につきましては、教育芸術社。

美術につきましては、日本文教出版。

保健体育につきましては、大修館書店。

技術・家庭、技術分野につきましては、東京書籍。

家庭分野につきましては、東京書籍。

外国語につきましては、三省堂。

道徳につきましては、学研教育みらい。

となります。以上でよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

教 育 長 それでは、本日採択した教科用図書について、奈良市教育委員会事務局を通じて、奈良県教育委員会に報告いたします。

以上を持ちまして令和4年から6年度使用奈良市立一条高等学校附属中学校教科用図書の採択についての審議を終了いたします。

教育委員の皆様には教科用図書の採択に向けて調査研究いただき、ありがとうございました。

それでは、ここで非公開を除く全ての本日の案件は終了いたしました。傍聴人の方はご退席よろしくお願いたします。

	<p>これより、非公開の案件に入ります。          教育長報告（１）「奈良市立高等学校における授業料に関する条例の一部改正について」、一条高等学校事務長より説明願います。</p>
非公開案件	<p>この審議は、奈良市情報公開条例第２９条第２号の規定により非公開とする。</p>
一条高等学校事務長	<p>教育長報告（１）「奈良市立高等学校における授業料に関する条例の一部改正について」、一条高等学校事務長より概要説明。</p> <p style="text-align: center;">＜異議なし＞</p> <p>本件については、原案通り可決した。</p>
学校教育課長	<p>議案第２５号 「令和４年度奈良市立一条高等学校入学者選抜実施要項について」、学校教育課長より概要説明。</p> <p style="text-align: center;">＜異議なし＞</p> <p>本件については、原案通り可決した。</p>
保育所・幼稚園課長	<p>議案第２６号 「令和４年度奈良市立幼稚園園児募集要項について」、保育所・幼稚園課長より概要説明。</p> <p style="text-align: center;">＜異議なし＞</p> <p>本件については、原案通り可決した。</p>
教 育 長	<p>本日はこれで全ての案件は終了いたしました。このほかに何かご意見、ご連絡ございませんでしょうか。</p> <p>次の９月定例教育委員会は９月３０日木曜日でございます。</p> <p>時間は１０時からを予定しているところでございます。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、これをもちまして本日の教育委員会を閉会いたします。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>
資料	